

揮発油税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「製造を廃止した場合」の意義等)</p> <p>第28条 法第5条第4項《製造廃止の場合のみなし移出等》に規定する「製造を廃止した場合」とは、事実上製造を廃止した場合のほか、製造場を移転した場合、<u>事業</u>を譲渡した場合、法人成りの場合及び分割により<u>事業</u>を承継させた場合等も含まれるのであるから留意する。</p> <p>2 <u>事業</u>を譲渡した場合、法人成りの場合又は<u>会社分割</u>があった場合等で、その時にその製造場に現存する揮発油についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる揮発油について、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同項の承認を与えて差支えない。</p>	<p>(「製造を廃止した場合」の意義等)</p> <p>第28条 法第5条第4項《製造廃止の場合のみなし移出等》に規定する「製造を廃止した場合」とは、事実上製造を廃止した場合のほか、製造場を移転した場合、<u>営業</u>を譲渡した場合、法人成りの場合及び分割により<u>営業</u>を承継させた場合等も含まれるのであるから留意する。</p> <p>2 <u>営業</u>を譲渡した場合、法人成りの場合又は<u>分割</u>があった場合等で、その時にその製造場に現存する揮発油についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる揮発油について、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同項の承認を与えて差支えない。</p>
<p>(滞納処分等に係る特定石化製品)</p> <p>第30条 特定石化製品が滞納処分等の手続により換価される場合には、買受人の購入の目的に従って租特法第89条の2第4項本文《揮発油の移出等とみなす場合》の規定又は特定石化製品の非課税移出の規定を適用するものとし、その代金を買受人が納付した時に、特定石化製品の製造場から当該特定石化製品が移出されたものとして取扱う。この場合において、その買受人によりその製造場で引続き蔵置される特定石化製品は、租特令第47条の4第4項《特定石化製品の蔵置の目的》に規定する「長期間にわたって貯蔵する目的」に充てるための特定石化製品（以下次項において「長期間蔵置の特定石化製品」という。）に該当することに取扱う。</p> <p>2 特定石化製品の製造者がその製造を廃止し</p>	<p>(滞納処分等に係る特定石化製品)</p> <p>第30条 特定石化製品が滞納処分等の手続により換価される場合には、買受人の購入の目的に従って租特法第89条の2第4項本文《揮発油の移出等とみなす場合》の規定又は特定石化製品の非課税移出の規定を適用するものとし、その代金を買受人が納付した時に、特定石化製品の製造場から当該特定石化製品が移出されたものとして取扱う。この場合において、その買受人によりその製造場で引続き蔵置される特定石化製品は、租特令第47条の4第4項《特定石化製品の蔵置の目的》に規定する「長期間にわたって貯蔵する目的」に充てるための特定石化製品（以下次項において「長期間蔵置の特定石化製品」という。）に該当することに取扱う。</p> <p>2 特定石化製品の製造者がその製造を廃止し</p>

改正後	改正前
<p>た場合において、その製造場に現存する特定石化製品については、法第5条第4項《製造廃止の場合のみなし移出等》の規定の適用はないのであるから留意する。ただし、その製造の廃止が<u>事業</u>の譲渡又は法人成りに該当する場合において、当該特定石化製品をも譲渡するときは、当該特定石化製品を長期間蔵置の特定石化製品に該当するものとして、当該譲渡の時に、特定石化製品の非課税移出の規定を適用すること取扱う。</p>	<p>た場合において、その製造場に現存する特定石化製品については、法第5条第4項《製造廃止の場合のみなし移出等》の規定の適用はないのであるから留意する。ただし、その製造の廃止が<u>営業</u>の譲渡又は法人成りに該当する場合において、当該特定石化製品をも譲渡するときは、当該特定石化製品を長期間蔵置の特定石化製品に該当するものとして、当該譲渡の時に、特定石化製品の非課税移出の規定を適用すること取扱う。</p>